平成28年度の税制改正大綱は、政府与党間で12月16日にまとまり、24日に閣議決定されました。

内容は、来月号以降でお知らせさせて頂きますが、今月号は、さわりを・

＊空家の譲渡所得の特別控除

居住用の相続取得建物等の譲渡の特別控除です。

＊市販薬控除の創設

処方箋無しで街の薬局で購入すると控除されます。

＊法人税税率の段階的引き下げ

30年4月以降23.2%に・・

＊建物附属設備と構築物の減価償却の方法は定額法のみ

定率法は，構築物も使えなくなります。

＊消費税の軽減税率制度の創設

ＥＵでも新規参入では少なくなった制度を敢えて。細かい点は、追って説明しますが、平成33年からインボイス（請求書等に登録番号を付して発行するもの）が導入されます。

＊自動車取得税の廃止

平成29年3月で廃止され、自動車税に環境性能による軽減等が行われます。

＊クレジットカード納付制度の創設

納付受託者（コンビニ？？)にクレジットカードによる納付業務が委託されます。

＊マイナンバーの記載の省略

所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書などらしいです。地方税関係でも給与所得者の扶養親族申告書等の個人番号記載が不要になります。ゆっくりやった方が良い！

石垣島2015

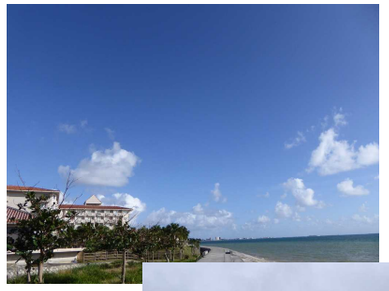

今年も宜しくお願いします。

1月　今月の予定

[redacted]

編集後記　今年も新春特別号としてお送りさせて頂きました。この年賀状代わりの通信、2011年（平成23年）からですから６年目になりますが、代わり映えがしません。毎年，来年は新しい企画をと思うのですが、今年も同じになってしまいました。これが出来るとホッとしますが、マダマダ・・新しい2016年が、皆様にとって素晴らしい年になりますようお祈りしています。

編集発行　株式会社プランニングファイブ

P5 NEWS

SHONAN TAX OFFICE　NO. 315

平成２８年１月１日

昨年1年間

今年も、年賀状代わりに事務所通信の新年号をお送りいたします。また喪中のお知らせを頂いている方にも、ご挨拶の代わりに、ご迷惑とは思いますが、お送りさせて頂きます。

年賀状を取り止めて，かなりの年数が経ちましたが、まだ続いています。

昨年中は、お世話になりました。

今年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

昨年のご報告・・

まず最初に何時もの元旦風景から

2015 年（昨年）元旦

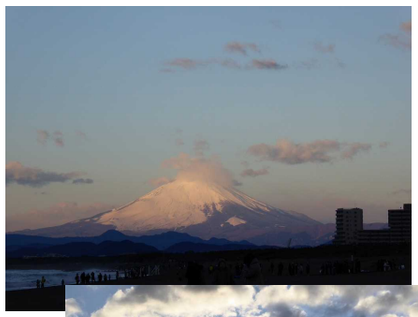

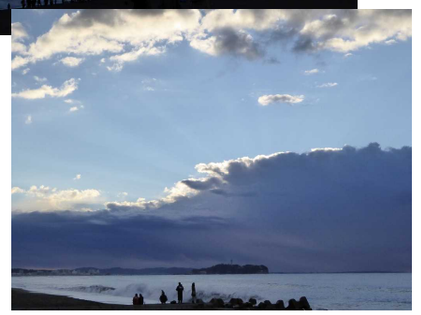

日の出から大部時間が・・

2月

確定申告の無料相談に近くの商工会議所に1日だけ

大学院２年修了生と花巻の温泉に

３月

確申が終わって打ち上げ・ここの焼肉が一番

少しお休みを頂いて・・台湾の新幹線に

４月

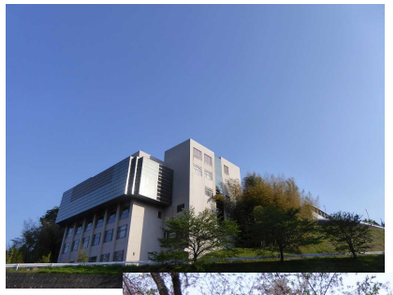

久々に学部の講義。昨年は、準備に追われました・・

お花見は、大学の近くの北上展勝地へ朝の散歩がてらに

５月

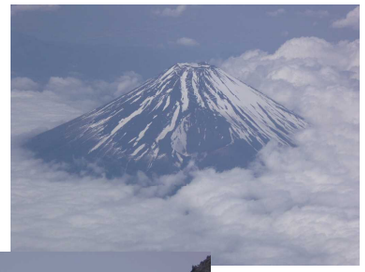

連休は南の島で息抜き

移動先で早朝の散歩。岩手も良い季節

６月

パワーポイント用のＰＣタブレット

藤沢法人会の監事としての最後の定時総会・・
平成15年から12年間

こちらも税理士会藤沢支部の監事としての最後の定期総会　４期８年　長すぎ

７月

早朝・・海岸を散歩

８月

滅多に行けなくなったヨット・
昨年はこのときが初めて

９月

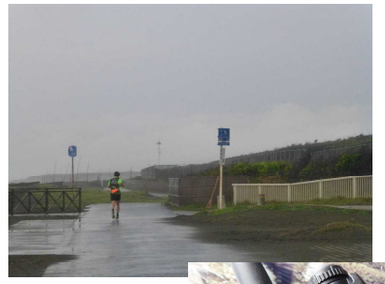

雨の日に歩いたのはこの時だけで挫折

免許が切れたコールサインの更新・JA1QLF

１０月

昼神温泉の朝市

１１月

富士大学OB研究会で今年もお話しをさせて頂く（福島で）

１２月

大学のxmasツリー

地元の信用金庫で・年末は初めてですが、毎年お呼び頂いています。

１月の税務・総務予定

（税務）

＊源泉所得税の納付期限　12日(火)
（納期特例適用者　20日）
＊法定調書の提出･･･　2月1日(月)
＊給与支払報告書・固定資産税の償却資産申告書の提出･･･　2月1日(月)
＊個人住民税第４期分の納付　通常月末

（総務他）

＊年賀状の整理
＊労働保険料の納付(３期分)
2月1日(月)　（口座振替2月15日）

SHONAN TAX OFFICE
(http://www.shonantax.jp/)